

(記載例)

第1 申立ての趣旨¹

債務者は、債権者の取締役及び代表取締役の地位にないことを仮に定める。
との裁判を求める²。

5 第2 申立ての理由

1 被保全権利

(1)ア 債権者は、平成〇年〇月〇日に設立された不動産の賃貸及び管理等を目的とする株式会社（取締役会非設置会社）であり、発行済株式の総数は500株、資本金500万円で、定款に株式譲渡制限の定めがある。債権者の株式は
10 全てAが有しており、債権者の役員は、設立以来、取締役及び代表取締役であるAと取締役であるBのみであった。債権者は、その保有資産として、東京都内及び埼玉県内に複数の不動産がある。

イ 債務者は、後述するとおり自らが債権者の取締役及び代表取締役に就任したとして役員の変更登記の申請をしている者である。

15 (2) 債務者は、令和〇年〇月〇日に開催された債権者の臨時株主総会において、債権者代表者A及びBが取締役を解任され、自らが債権者の取締役及び代表取締役に選任されたとして、同月〇日付けでその旨の登記申請に及んだ。しかしながら、このような臨時株主総会が開催された事実はなく、債務者の主張する決議も存在しない。債務者は、債権者と何ら関係を有していない第三者であり、
20 債権者を乗っ取ることを企図して、株主総会議事録等をねつ造するなどして、

¹ 役員就任解任等登記の申請がされた後、その完了前において、株式会社が債権者となり、自らが取締役及び代表取締役であると主張する者を債務者として申立てをした事案を想定しています。

² なお、役員解任就任等登記の完了後に、従前の代表取締役が債権者となり、株式会社を債務者として申立てをした事案を想定すると、次のような申立ての趣旨により行うことが考えられます。

「1 債権者は、債務者（株式会社）の取締役及び代表取締役の地位にあることを仮に定める。

2 〇〇（登記簿上の取締役及び代表取締役）は、債務者（株式会社）の取締役及び代表取締役の地位にないことを仮に定める。」

虚偽の登記申請をしているものである（なお、債権者は、別の登記申請をしようとした際に、登記所から、役員の変更登記の申請がされている事実を知らされたものである。）。

2 保全の必要性

5 そこで、債権者は、債務者に対して取締役及び代表取締役の地位不存在確認の訴えを提起するべく準備中である。もっとも、現に債務者によって上記のとおり役員の変更登記の申請がされており、本案判決の確定を待っていたのでは、その間に、債務者が債権者の取締役及び代表取締役に就任した旨の登記がされてしま

10 ひいては債務者又はその関係者によって債権者の保有する不動産等の重要な財産が処分されるなどして、債権者に著しい損害が生ずるおそれがある。したがって、債権者は、債務者が債権者の取締役及び代表取締役の地位にないことを仮に定める仮処分命令を求めるため、本申立てに及んだ。

(留意事項)

1 役員³の地位を仮に定める仮処分³の利用場面³

会社の登記においては、会社の代表者が交替する場合の登記の申請は、新代表者が行うこととされていること等から、これまでも、株式会社と無関係の第三者が当該会社を乗っ取ることを目的として虚偽の登記申請を行った事案が発生しています。

法務局（登記官）は、(i) 会社又は法人の役員（会計参与を除く。以下同じ。）全員の解任を内容とする変更の登記の申請があり、その登記完了前に、解任されたとされる代表者から、当該登記申請に係る申請人が代表者の地位にないことを仮に定める内容の仮処分決定書その他の一定の公的文書が提出された場合には、当該公的文書を当該登記申請の審査の資料とすることができる、(ii) 登記完了前に、解任されたとされる代表者から、当該登記申請に係る申請人が代表者の地位にないことを仮に定める内容の仮処分の申立てを行った旨の上申書（仮処分申立書の写し添付）が提出された場合には、一定の期間に限り、当該申立てに係る仮処分決定（即時抗告審の決定は含まない。）が行われるまでの間は、登記を留保することができる、との取扱いを行っています⁴。法務局（登記官）のこうした取扱いを踏まえ、①役員解任就任等登記の申請がされた後、その完了前（以下「申請

³ 役員³の地位を仮に定める仮処分に関する詳細な論点については、足立拓人・浅川啓・伊藤圭子「役員³の地位を仮に定める仮処分をめぐる諸問題」（判タ1517号33頁）等を参考にしてください。

⁴ 法務局の取扱いについては、令和2年3月23日付け法務省民商第65号法務局民事行政部長、地方法務局長宛て法務省民事局商事課長通知「役員全員の解任を内容とする登記申請があった場合の取扱いについて」（以下「令和2年通知」という。登記研究869号154頁以下）参照。

なお、本文に挙げたほか、法務局では、(a) 会社又は法人の役員全員の解任を内容とする変更の登記の申請があり、当該登記をした場合には、登記完了後速やかに、原則として、当該会社の本店又は法人の主たる事務所に宛ててその旨を記載した書面を普通郵便で発送して連絡するものとする（ただし、申請権限に疑義がある事案については、当該登記をする前に連絡することを妨げない）、(b) 登記完了前に、解任されたとされる役員³のうちいずれかが申請書又は添付書面の閲覧を求めた場合には、届出印又は運転免許証の提示等の適宜の方法により、登記簿上の役員本人又はその代理人であることを確認した上、閲覧に応じて差し支えなく、仮処分申請のため必要である等の事情が認められる場合には、適宜、申請書等の写しを交付することも差し支えない、との取扱いも行っていきます（前掲登記研究869号154頁以下）。

後登記未了の場合」という。)において、上記のような登記の申請を察知した株式会社又は従前の役員が、当該申請中の変更登記手続を止めるために、当該登記申請に係る申請人が代表者の地位にないことを仮に定める旨の役員の地位を仮に定める仮処分命令を申し立てることが考えられます。

5 また、②役員解任就任等登記の完了後（以下「登記完了後の場合」という。）において、例えば、解任された株式会社の代表取締役が、既にされた役員解任就任等登記の抹消の申請をするために、解任された代表取締役がその地位にあること及び後任者である当該登記に係る取締役がその地位にないことを仮に定める旨の役員の地位を仮に定める仮処分を得た上で、仮処分決定書を申請書に添付して
10 役員解任就任等登記の抹消の申請をすることが考えられます。もともと、登記完了後の場合には、基本的には、速やかに本案訴訟を提起するとともに、必要に応じて、取締役等の職務執行停止及び代行者選任の仮処分命令（以下「職務執行停止等仮処分」という。）を申し立てることを検討すべきであること等を踏まえて、
15 法務局（登記官）は、役員の地位を仮に定める仮処分命令に基づいて役員解任就任等登記の抹消の申請をすることができる事案を限定的に捉え、株式会社と全く関係のない者が当該株式会社の乗っ取りを目的として株主総会議事録等をねつ造し、役員全員の解任及び新役員の選任の登記を申請するといった場合に限りらるるの取扱いをしているようです⁵。

⁵ 平成15年5月6日法務省民商第1405号法務省民事局商事課長通知（以下「平成15年通知」という。登記研究668号47頁以下）の記4は、「登記完了後に、解任されたとされる代表者から、申請書にその者が代表者の地位にあること及び登記に係る代表者は代表者の地位にないことを仮に定める内容の仮処分決定書を添付して・・・当該登記の抹消の申請がされた場合には、他に却下事由がない限り、当該登記の抹消の登記をすることができる。」としていましたが、令和2年通知では、この取扱いが削除されました。

前掲登記研究869号165頁によれば、令和2年通知で上記の改訂がされた趣旨について、①登記完了後においては、取締役等の職務執行停止及び代行者選任の仮処分命令があった場合や解任に係る株主総会決議の不存在の確認の訴え等に係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所の囑託によって登記がされることが通常であるから、これを原則とすべきこと、②平成15年通知においては、端緒となった事件に即して検討した結果、地位確認の仮処分決定書が登記完了後における抹消登記申請の添付書面として確認されたものであり、これを一律に他の事件にも適用すべきではないこと、③役員の地位を仮に定める仮処分の決定については、その理由中において、必ずしも、登記の原因となった株主総会決議等の効力を否定する判断が示されるわけではなく、当該決定が一律に登記さ

役員の地位を仮に定める仮処分は、①申請後登記未了の場合は、現状維持を求めらるものであることから、被保全権利及び保全の必要性が比較的緩やかに審理され得るのに対し、②登記完了後の場合は、既に登記された役員の地位を否定するものであり、株式会社の機関の現状を変更することを求めるものであることから、職務執行停止等仮処分の場合以上に、被保全権利の高度の疎明が求められ、かつ、保全の必要性も厳格に審理されるため、東京地裁商事部で発令された事例は少ないです⁶。

2 被保全権利の審理⁷

(1) 被保全権利の種類

役員の地位を仮に定める仮処分の本案訴訟については、主として、次のようなものがありますので、申立てに当たっては、いずれの訴えを被保全権利とするのかを明示してください。

- ① 新役員の地位の不存在確認の訴え（及び従前の役員の地位確認の訴え）
- ② 取締役の選任・解任に関する株主総会決議の不存在・無効確認又は取消しの訴え
- ③ 代表取締役の選定・解職に関する取締役会決議の不存在・無効確認の訴え

(2) 被保全権利の審理における留意点

ア 債権者

れた事項につき無効の原因があることを証する書面に該当するとまではいえないこと等が指摘されています。

したがって、平成15年通知の記4のような登記の抹消の申請が認められるか否かは、事案によって、平成15年通知の端緒となった事案（会社等と無関係の者から当該会社を乗っ取ることを目的として株主総会議事録等のねつ造を伴う虚偽の登記申請がされたもの）と同様の観点から個別に検討を要するとされています（前掲登記研究869号165頁）。

⁶ 役員の地位を仮に定める仮処分の利用場面としては、本文に挙げた登記手続で利用する場合以外にも、新役員がその地位にあるか否かについての裁判所の仮の判断が示されることによって、会社内部の混乱を解消したり、取引先等の理解・納得を得るといった事実上の効果に期待して仮処分の申立てがされる場合も想定されなくはないですが、登記手続と離れた事実上の効果のみを理由として保全の必要性を肯定できるのはごく例外的な事案に限られると考えられます。

⁷ 本文記載のほか、被保全権利の種類に応じて、裁判所ホームページに掲載している①取締役の選任に関する株主総会決議の不存在・無効確認又は取消しの訴えや②株主権確認訴訟の【記載例】も適宜参考にしてください。

債権者が、役員⁸の地位を仮に定める仮処分⁹の債権者適格を有すること、すなわち、本案訴訟の原告適格を有することの主張・疎明をする必要があります。

なお、役員⁸の地位を仮に定める仮処分⁹においては、株式会社の代表者（代表取締役）の地位の有無が中心的な争点となる場合が多いところ、そのような場合における保全命令¹⁰手続上の当事者である株式会社の代表者については、東京地裁商事部の運用としては、登記簿の記載によって判断することを原則としています。すなわち、①申請後登記未了の場合は、登記簿上の代表取締役が保全命令手続上の債権者（株式会社）の代表者となる一方、②登記完了後の場合は、登記簿上の代表取締役ではない従前の代表取締役は、原則として保全命令手続上の債権者（株式会社）の代表者となることができないため、従前の代表取締役が個人として債権者となることとなります。

イ 債務者

役員⁸の地位を仮に定める仮処分命令⁹の申立ての債務者となる者は、本案訴訟の被告適格を有する者です。すなわち、（i）債権者が株式会社である場合には、自らが役員であると主張する者が債務者になります。（ii）債権者が株式会社以外の者（典型的には従前の代表取締役）である場合には、株式会社が債務者になり、これに加えて役員就任等登記を完了した新役員を債務者とする¹¹ことは要しないと解されます⁸。

ウ 問題となる登記の申請書等の入手

取締役の選任に関する株主総会決議や代表取締役の選定に関する取締役会決議の効力を争う場合には、債権者において、株主総会決議等の瑕疵の具

⁸ なお、実務上、株式会社に加え、役員就任等登記を完了した新役員も債務者とされることがありますが、株式会社と新役員の双方を債務者とする限りでこうした申立ても許容し得るものと考えられます。もっとも、登記完了後の場合における保全命令手続上の債権者（株式会社）の代表者は、原則として役員就任等登記を完了した新役員である代表取締役等となること等に照らすと、通常は、当該新役員である代表取締役等をも債務者とする必要性は低いといえます。なお、株式会社と新役員の双方を債務者とする場合は、必要的共同訴訟に準じた扱いがされることになると解されます。

体的内容についての主張・疎明をする必要があります、そのためには、株主総会議事録や取締役会議事録の写しを書証として提出することが望ましいです。

注4に挙げたとおり、①申請後登記未了の場合において、法務局は、解任されたとされる役員のうちいずれかから役員解任就任等登記の申請書又は添付書面（株主総会議事録等）の閲覧を求められたときは、登記簿上の役員本人又はその代理人であることを確認した上、その閲覧に応じるとともに、仮処分命令の申立てに必要ななどの事情があると認めたときは、適宜、当該申請書等の写しを交付することとしています。したがって、申立てに当たっては、法務局において、あらかじめ、問題となる役員解任就任等登記の申請書及び添付書面を閲覧し、必要に応じてこれらの写しを入手しておくことが望ましいです。

②登記完了後の場合は、登記の申請書及び添付書面は登記簿の附属書類となり、利害関係人による閲覧が認められる（商業登記法11条の2）ことから、申立てに当たって、あらかじめ、問題となる役員解任就任等登記の申請書及び添付書面を閲覧し、写真で撮影するなどしておくことが期待されます。

エ 申請後登記未了の場合における登記の留保のための措置

前記1のとおり、法務局（登記官）は、会社又は法人の役員全員の解任を内容とする変更の登記の申請があった事案において、登記完了前に、解任されたとされる代表者から、当該登記申請に係る申請人が代表者の地位にないことを仮に定める内容の仮処分の申立てを行った旨の上申書（仮処分申立書の写し添付）が提出された場合には、一定の期間に限り、当該申立てに係る仮処分決定（即時抗告審の決定は含まない。）が行われるまでの間は、登記を留保して差し支えないとされています。もっとも、上記の「一定の期間」は、1か月から3か月程度を想定し、長くても3か月程度にとどめるのが相

当であるとされていることから⁹、債権者としては、限られた期間でその疎明を果たせるよう、迅速かつ入念な準備をする必要があります。

オ 登記完了後の場合における留意点

②登記完了後の場合¹⁰、前記1のとおり、債権者が、法務局（登記官）に対し、役員⁵の地位を仮に定める仮処分命令の決定書正本を申請書に添付して、当該登記の抹消の申請をすることができる場合に当たるか否かが問題となり、さらに、問題となる役員解任就任等登記に関し、「登記された事項につき無効の原因があること」（商業登記法134条1項2号）の主張・疎明がされていることが重要となります。このような観点から、(i)適切な被保全¹⁰権利（本案訴訟）が選択されているか否か、(ii)当該事案が、株式会社と関係のない者が株主総会議事録等をねつ造して役員選任等登記の申請をしたような事案であるかについて留意する必要があります。

3 保全の必要性の審理

(1) 役員¹⁵の地位を仮に定める仮処分命令の申立てにおける保全の必要性

役員¹⁵の地位を仮に定める仮処分命令の申立ての保全の必要性は、その対象となる新役員が株式会社の役員¹⁵の地位にあると公示され、業務を執行することになれば、（従前の役員ではなく）株式会社に著しい損害又は急迫の危険を生ずるため、これを避けるため役員¹⁵の地位を仮に定める仮処分を必要とするときに認められます（民事保全法23条2項）¹¹。

(2) 保全の必要性の審理における留意点²⁰

ア 保全の必要性が認められる場合の例

⁹ 前掲登記研究869号164頁

¹⁰ 例えば、その申立ての時点では①の場合であっても、その後¹⁵に当該登記が完了した場合には、②の場合として判断することになるので、保全命令手続中に当該登記が完了したか否かについては、当事者において、常に留意する必要があります。

¹¹ これは、役員¹⁵の地位を仮に定める仮処分命令の本案訴訟は、①株主が原告となるときは共益権の行使の一環として、②取締役又は監査役が原告となるときは業務執行又は監査権限の一環として提起されるものであるから、個々の債権者に損害が生ずるとしても、株式会社に損害が生じないのであれば、その保全の必要性が認められないとの考え方によります。

5 役員⁵の地位を仮に定める仮処分の保全の必要性については、職務執行停止等仮処分の保全の必要性に関する議論が参考となります¹²。職務執行停止等仮処分の保全の必要性に関しては、株式会社に著しい損害又は急迫の危険を生ずる場合として、**①**株式会社の信用が従前の役員個人の信用に基礎を置いており、現在の自称取締役では対外的信用が失墜するおそれがある場合、**②**現在の自称取締役に経営能力がない場合、**③**現在の自称取締役が会社財産を個人の利益を図る目的で処分しようとしている場合等に類型化することができるとの指摘があります。また、例えば、取締役が交替し、従前の取締役の会社支配権が奪われる状況にあっても、株式会社の事業が従前どおり滞りなく行われているような場合には、保全の必要性が認め難いとされています。

イ 登記完了後の場合における留意点

15 前記1のとおり、**②**登記完了後の場合には、職務執行停止等仮処分ではまかなうことができない程度の高度の保全の必要性を疎明する必要があります。例えば、株式会社と全く関係のない者が当該株式会社の乗っ取りを目的として株主総会議事録等をねつ造して虚偽の役員解任就任等登記の申請をしたことが明らかであり、対象役員が会社の重要な財産を自己又は第三者の利益を図る目的でほしいままに処分するなどして当該会社に著しい損害を与えるおそれが強いといった、直ちに対象役員の登記を抹消することが相当と認められる場合等に限り、保全の必要性が肯定されることになるでしょう。

20 4 担保の額

保全命令における担保によって担保される債権は、違法、不当な保全命令により債務者が被った損害の賠償請求権であり、その担保の額は、一般的に、**①**保全命令の種類、**②**保全命令の目的物の種類・価額、**③**被保全権利の種類、その疎明

¹² 職務執行停止等仮処分における保全の必要性の審理の在り方や疎明資料については、裁判所ホームページに掲載している取締役等の職務執行停止等仮処分の【記載例】も参考にしてください。

の程度、④債務者の職業・財産・信用状態等の具体的事情に即した債務者の予想損害等を考慮して、裁判所が裁量によって定めることとなります¹³。

5 従業員の地位を仮に定める仮処分命令における担保の額については、事案の内容、株式会社の規模、株式会社をとりまく状況、対象となる従業員の員数等を総合考慮して決定されます。①申請後登記未了の場合は、現状変更を伴わないことから比較的 low とされることがある一方、②登記完了後の場合は、現状変更を伴うことから職務執行停止等仮処分の場合と同程度又はこれより高額となることがあります¹⁴。

5 特記事項

10 上記留意事項に沿った記載が困難である事情や上記留意事項の内容を適用すべきでない事情がある場合には、当該事情をその理由とともに具体的に記載してください。

以 上

¹³ 須藤典明＝深見敏正編『最新裁判実務大系(3)民事保全』（青林書院、2016）19、89頁、須藤典明ほか『リーガル・プロGRESS・シリーズ1 民事保全【4訂版】』（青林書院、2019）75～80頁、江原健志・品川英基『民事保全の実務下第4版』（金融財政事情研究会 2021）2頁以下等。

¹⁴ 東京地裁商事部においては、①申請後登記未了の事案では、近年の傾向として、5万円から100万円程度（中心は20万円から50万円程度）の担保を立てさせている例が多いようです。②登記完了後の事案は、例が少なく、事案による振れ幅が大きいものの、数十万円から数百万円といった例が見られます。